

意見書

平成29年9月26日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成29年9月26日に開催した平成29年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より県営広域漁港整備事業1箇所、県営水域環境保全創造事業1箇所および県営広域漁場整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 県営広域漁港整備事業【事後評価対象事業】

501番 みきうら 三木浦

当該箇所は、平成15年度に事業に着手し、平成23年度に完成した事業である。

(2) 県営水域環境保全創造事業【事後評価対象事業】

502番 みえほぜんちく あごわん 三重保全地区 英虞湾

当該箇所は、平成15年度に事業に着手し、平成24年度に完成した事業である。

(3) 県営広域漁場整備事業【事後評価対象事業】

503番 みえぎょじょうちく いせわん 三重漁場地区 伊勢湾

当該箇所は、平成15年度に事業に着手し、平成18年度に完成した事業である。

今回、審査を行った結果、501番、502番、503番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

なお、501番の事業において、今後、より一層事業効果が発現するよう、担い手の確保等を含めた地域の漁業振興を図られたい。502番、503番の事業において、より広域的な視点で事業効果を測ることも検討されたい。